

介護保険住宅改修について

目 次

- 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 対象となる住宅改修の種類及び内容・・・・・・・・・・ 2 ページ
- 手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ
- 支給対象等における注意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- 申請書類作成上における注意点・・・・・・・・・・・・・・・・ 5～8 ページ

平成31年3月

海南市くらし部高齢介護課

■ 制度の概要

項目	内容														
対象者	<p>要介護（要支援）認定（要支援 1～2 又は要介護 1～5）を受けており、認定有効期間内である在宅の被保険者</p> <p>※ 1 要支援・要介護認定の申請前、又は認定有効期間外に住宅改修を行った場合は支給対象外です。</p> <p>※ 2 要介護（要支援）認定の申請中に住宅改修を行った場合は、認定後の支給。なお、認定結果が非該当となった場合は支給対象外です。</p> <p>※ 3 被保険者が入院中、又は入所中に住宅改修を行った場合は、退院・退所により在宅に戻れない場合は支給対象外です。</p>														
対象となる住宅	被保険者証に記載された住所地の住宅（※必ず被保険者証をご確認ください）														
対象となる申請	<p>工事を行う前に保険者に申請をする必要があります。</p> <p>※ 工事を始めた後に申請を行った場合は支給対象外です。</p>														
対象となる改修	要介護（要支援）者の心身の状況と住宅の状況などから判断して、要介護（要支援）者が在宅において自立した日常生活を営むため、介護者の負担を軽減するために、下記「住宅改修の種類」に該当する工事が必要と認められる場合に、保険給付の対象となります。下記「住宅改修の種類」の該当工事というだけでは対象にはなりません。														
住宅改修の種類	<p>① 手すりの取付け</p> <p>② 段差の解消</p> <p>③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更</p> <p>④ 引き戸等への扉の取替え</p> <p>⑤ 洋式便器等への便器の取替え</p> <p>⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>														
支給限度基準額 （利用限度額）	<p>要介護状態区分にかかわらず、要介護（要支援）者一人当たり 20 万円まで。数回に分けて利用することも可能。</p> <p>原則として被保険者の負担割合に応じて 1 割～3 割分が自己負担となり、残りの 9 割～7 割分を住宅改修費として支給。20 万円超過分は全額自己負担。</p> <p>なお、下記の場合は例外として、再度 20 万円を上限として住宅改修費の支給を受けることができます。</p> <p>① 転居して住所が変わった場合（転居リセット）</p> <p>② 要介護状態が著しく重くなった場合 （3 段階リセット）</p> <table border="1" data-bbox="826 1688 1396 2033"> <thead> <tr> <th>初回着工日要介護度</th> <th>3 段階リセット適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要支援 1</td> <td>要介護 3～5</td> </tr> <tr> <td>要支援 2・要介護 1</td> <td>要介護 4・5</td> </tr> <tr> <td>要介護 2</td> <td>要介護 5</td> </tr> <tr> <td>要介護 3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>要介護 4</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>要介護 5</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 3 段階リセットは、同一住宅、同一対象者で 1 回しか適用されません。</p>	初回着工日要介護度	3 段階リセット適用	要支援 1	要介護 3～5	要支援 2・要介護 1	要介護 4・5	要介護 2	要介護 5	要介護 3	—	要介護 4	—	要介護 5	—
初回着工日要介護度	3 段階リセット適用														
要支援 1	要介護 3～5														
要支援 2・要介護 1	要介護 4・5														
要介護 2	要介護 5														
要介護 3	—														
要介護 4	—														
要介護 5	—														

■ 対象となる住宅改修の種類及び内容

種 類	内 容
① 手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動又は移乗動作の助けになることを目的として設置するもの。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なもの。付帯工事として、手すりの取付けのための壁の下地補強が認められている。
② 段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための改修。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等を想定。
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料変更	居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等を想定。
④ 引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれる。引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が安価に抑えられる場合は、引き戸等の新設も対象。
⑤ 洋式便器等への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取替える場合や既存便器の位置や向きを変更する工事を想定。 ※和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能等の追加は認められない。また、非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれない。
⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 ※ 最低限必要な部分のみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 手すりの取付け手すりの取付けのための壁の下地補強 ○ 段差の解消 浴室の床のかさ上げに伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 ○ 扉の取替え 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 ○ 便器の取替え 便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係わるものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

■ 手続きの流れ

① 要介護（要支援）の認定者・家族が理由書作成者（担当ケアマネジャー等）に相談

② 担当ケアマネジャー等は、被保険者の心身の状況、日常生活上の行動経路及び住宅の状況等を考慮し、改修工事の概要を決める。複数の施工業者から見積りを取るよう、被保険者へ説明。

③ 担当ケアマネジャー等は、住宅改修工事の発注を予定している施工業者に見積書を作成してもらい、被保険者又は家族と共に協議し、工事の内容を具体的に決める。

④ 事前申請を市高齢介護課に提出

1. 事前申請書（受領委任払いの場合は兼同意書）
2. 住宅改修が必要な理由書
3. 改修前写真（日付入り）
4. 工事費見積書
5. 平面図
6. （所有者が異なる場合）住宅改修承諾書
7. （生活保護の場合）保護証明と同意書

⑤ 市が改修内容を審査し、結果通知を送付

⑥ （結果が承認の場合）工事着工

⑦ 工事完了、被保険者から施工業者に改修費（受領委任払いの場合は自己負担分）を支払い

⑧ 事前申請を市高齢介護課に提出

1. 事後申請書
2. 事前審査結果通知書
3. 改修後写真（日付入り・改修前写真と同一角度で撮影）
4. 領収書（工事代金）
5. 請求書（市長宛）

⑨ 市が支給内容を審査し、決定通知を送付

⑩ （支給決定の場合）住宅改修費を給付（受領委任払いの場合は施工業者に支払い）

※ 受領委任払い制度について

住宅改修費の支給は、費用の全額を施工業者に支払った後に払い戻しを受けること（償還払い）が基本ですが、支払いに困窮する人は受領委任払い制度により、自己負担分の支払いで住宅改修を行うことが可能です。ただし、入院・入所中、認定の新規・変更申請中の方はこの制度を利用できません。

■ 支給対象等における注意点

- ① 介護保険制度では、要介護（要支援）認定を受けた方が、在宅において自立した日常生活を営むため、介護者の負担を軽減するために住宅改修費の支給対象となる住宅改修を行う場合、申請によりその費用の一部が介護保険から支給されます。
新築、増築及びリフォーム工事の補助制度ではありません。
- ② 老朽化によるものや将来的に必要と推測される内容の工事は支給対象となりません。
- ③ 介護保険法による住宅改修は、ケアマネジャーの専門的な視点から判断した、被保険者に必要な改修であり、厚生労働大臣が定める種類の住宅改修のみが支給対象となります。施工業者、被保険者及び被保険者の家族等の要望だけでは、支給対象とならない場合があります。そのため、まず被保険者及び被保険者の家族の方と十分に協議を行った上、関係業者の協力を得て進めてください。
- ④ ケアマネジャーは、住宅改修に関し、被保険者の心身の状況、日常生活上の行動経路、住宅の状況及び福祉用具の導入状況等総合的に考慮し、必要な住宅改修の工事内容、箇所を検討してください。
- ⑤ 要介護（要支援）認定の申請中、又は被保険者が入院・入所中の場合でも事前申請は受けることができますが、支給申請は被保険者の要支援・要介護度が確定後又は退院・退所後になります。認定結果が非該当になった場合、退院・退所されなかった場合等には支給の対象となりません。ケアマネジャーは、改修前に被保険者及び被保険者の家族等には十分に説明し、理解を得てください。
- ⑥ 改修する住宅に複数の被保険者がいる場合には、改修箇所が重複しないようにしてください。また、同一箇所の工事費を複数の被保険者で按分することはできません。
- ⑦ 被保険者又は家族自らが改修工事を行う場合には、材料費のみが支給対象となり、人件費や取り付け等に係る手間賃は対象となりません。工事費内訳書は、必要な材料の明細を記載してください。材料の購入は、事前申請終了後に行っていただき、購入資材の名称が記載された被保険者名義の領収書、レシートを支給申請の際に提出してください。
- ⑧ 事前申請時と改修内容や改修箇所が変わっていた場合、事後申請時に介護保険対象外となることがあります。ケアマネジャーは施工業者と連携を取り、情報を共有してください。改修工事の変更は必ず市へご連絡ください。
- ⑨ 住宅改修の前提として行われた設計及び積算費用は、実際に住宅改修が行われなかった場合は、支給対象とはなりません。

■ 平面図

- ① 改修箇所及び内容が明示されていること。また、見積書や写真の内容と合致していること。
- ② 被保険者の移動経路等が分かること。(家全体の平面図)
※改修内容によっては、寸法の入った図面や断面図を用意
(例) 段差の改修で踏み台を設置する場合の踏み台のサイズを図面に記載
床のかさ上げ、又は滑り防止等による床材の変更をする場合は、改修箇所の幅・長さ等を図面に記載

■ 写真

- ① 写真内に撮影日が入っていること。
※ 黒板や紙等に日付を記入して写真を撮影するか、カメラの日付機能を使用して写真を撮影してください。
- ② 改修予定箇所には、写真上に図等で改修後のイメージを記入していること。
- ③ 改修予定箇所が明確にわかること。(ピントがあっていない写真、暗すぎる写真、改修箇所の一部分しか写っていない写真等は改修箇所の状況が確認できないため添付写真として不適当。) また、見積書や平面図の内容と合致していること。
- ④ 改修後の写真は、改修前に撮影した箇所の写真と同じ位置で撮影し、改修前後の変化がわかること。
- ⑤ 手すりの取付けの場合
 - 取付け予定箇所全体(例えばトイレや玄関等が分かるように)が写っていること。
長い手すりでは入りきらない場合は、写真を数枚に分けて起点と終点分かるよう撮影されていること。
 - 手すりの取付け理由が段差の昇降である場合、段差が写真で確認できること。
- ⑥ 段差の解消の場合
 - 段差部分をメジャーで測り、段差高が分かるよう撮影されていること。
※ メジャーの先端が床に付いている状態が写るように、またメジャーの数値が分かるようにしてください。
 - 事後の写真は段差解消を確認するために、段差解消部分をメジャーで測った改修後の段差高が分かるよう撮影されていること(段差高が0になった場合もメジャーで測った写真が必要)。
 - 踏み台、スロープ設置の場合は、アンカーボルト等で固定されている部分が撮影

されていること。

※ 固定されていない場合は住宅改修の支給対象外

※ 内側で固定する（固定部分が外側から確認できないもの）場合は、工事中に内側の固定部分を撮影してください。

- 踏み台、スロープをオーダーサイズで設置する場合、事前に示した寸法どおりにできているか確認するために、横幅・奥行きをメジャーで測って撮影されていること。
 - 床のかさ上げの場合、事前で示した寸法どおりにできているか確認するため、横幅・奥行きをメジャーで測って撮影されていること。
 - 改修範囲が写真1枚で入りきらない場合は、写真を数枚に分けて全体がわかるよう撮影されていること。
- ⑦ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更の場合
- イメージ図に寸法を記載することができない場合は、平面図又は見積書に寸法を記載しているか、メジャーで幅・奥行き等を測って撮影されていること。
 - 事前に示した寸法どおりにできているか確認するため、改修箇所の横幅・長さをメジャーで測って撮影されていること。
 - 改修範囲が写真1枚で入りきらない場合は、写真を数枚に分けて全体がわかるよう撮影されていること。
- ⑧ 引き戸等への扉の取替えの場合
- 扉全体が写っていること。また、改修する扉が住宅のどの部分か（どこの扉なのか）がわかること。
(例) トイレの扉を改修する場合、扉を半分開け、扉と便座が写るように撮影
- ⑨ 洋式便器等への便器の取替え
- 改修前後の状況が分かる写真が撮影されていること。
 - 洋式便器への取替えに伴い、床材の変更や段差解消を実施する場合は、床材の変更と段差解消については同じ写真で兼ねられるが、床材の変更については、平面図又は見積書に寸法を記載しているか、メジャーで幅・奥行き等を測って撮影されていること。

■ 領収書

- ① 原本であること。
- ② 住宅改修の支給を受けようとする被保険者名義本人の領収書であること。
- ③ 改修費総額、保険対象自己負担額、保険対象外額、自己負担額が記載され、介護保険による住宅改修工事であることがわかり、対象工事分と対象外工事分を区分できる記載があること。
- ④ 工事完成後の日付であること。

(記載例)

領 収 証	
被保険者氏名	平成 年 月 日
様	
金額	¥ ⑥ 円
但し、住宅改修費 ① 円の利用者負担額として	
(保険対象自己負担額 ④ 円、保険対象外額 ⑤ 円)	
利用者負担額の内訳	
上記正に領収いたしました	
所在地	
事業所名	
代表者氏名	印